□電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の２の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
（注３）

記（注４）

［１　略］

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注６）

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第５条第２項各号）	□　該当 □　該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第１項第１号から第３号まで）	□　有　□　無
	代表者及び役員の割合（同項第４号）	□　有　□　無
	議決権の割合（同号）	□　有　□　無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第３項）	□　有　□　無
一部の基幹放送をする無線局の欠格事由	国籍等（同条第４項第１号）	□　有　□　無
	処分歴等（同号）	□　有　□　無
	特定役員（同項第２号）	□　有　□　無
	議決権の割合（同項第２号及び第３号）	□　有　□　無
	役員の処分歴等（同項第４号）	□　有　□　無

［３・４　略］

５　申請の内容に関する連絡先
［表略］

［注１～５　略］

６　２の欄は、次によること。
⑴　法第５条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第５条第２項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。）をする無線局以外の無線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また、基幹放送をする無線局については、外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載すること。
⑵　外国性の有無の欄に記載をした場合は、議決権の数等を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。）。

［７～12　略］

□電波法第６条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第４条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の２の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
□無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
（注３）

記（注４）

［１　同左］

２　電波法第５条に規定する欠格事由（注６）
□有　□無

［３・４　同左］

５　［同左］
［表同左］

［注１～５　同左］

６　法第５条に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

［７～12　同左］